

○ 第25期 注記表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）

- ① 満期保有目的の債券：定額法による償却原価法
- ② その他有価証券

時価のあるもの・・・・・時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等・・・移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

購買品（A コープ除く）・・・・総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

購買品（A コープ）・・・・売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。また箕島支所・ありだ共選の機械装置、^御共選・AQ 中央選果場・AQ 総合選果場・AQ ^園選果場・A コープかなや店・育苗センターの建物附属設備・構築物・機械装置（^御共選除く）・車両運搬具及び器具備品についても、定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている「資産査定要領」及び「貸倒償却及び貸倒引当金の計上要領」に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、主として今後 1 年間の予想損失額又は今後 3 年間の予想損

失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した査定監査部署が査定結果を監査しております、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 特例業務負担引当金

農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当期末における将来負担見込額を計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

当JAの利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員等に供給する事業であり、当JAは組合員等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この組合員等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

②販売事業

組合員等が生産した農畜産物を当JAが集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当JAは組合員等との契約に基づき業者等に販売品を引き渡す義務を負っております。この組合員等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③ファーマーズ事業

委託販売においては、組合員等が生産した農畜産物を当JAが消費者等に販売する事業であり、当JAは組合員等との契約に基づき、消費者等に販売品を引き渡す義務を負っております。また買取販売においては、当JAが仕入れた販売品を消費者等に販売する事業であり、当JAは消費者等との契約に基づき販売品を引き渡す義務を負っております。いずれの履行義務も、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

④利用事業

共同選果場等の施設を設置して共同で利用する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

6. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の勘定科目については「0」で表示をしています。

7. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当JAは、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

8. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

①当期の計算書類等に計上した金額 403,181千円（繰延税金負債との相殺後の額）

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、翌期以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

翌期以降の課税所得の見積りについては、将来の見通しを加味した利益計画に基づき、当JAが将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積もっております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及びJAの経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌期以降の計算書類等において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌期以降の計算書類等において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

①当期の計算書類等に計上した金額 393,287千円（減損損失）

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の

要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損の認識・測定において、将来キャッシュ・フローについては、当初 5 年間は将来の見通しを加味した利益計画に基づき算出しており、6 年目以降の将来キャッシュ・フローや割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び J A の経営状況の影響を受け、翌期以降の計算書類等に重要な影響を与える可能性があります。

II 貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る圧縮記帳額を直接控除した額

国庫補助金等の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は3,708,831千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物：649,493千円、構築物：28,694千円、機械及び装置：2,917,264千円、

器具備品：111,298千円、土地：2,050千円

2. 担保に供している資産

定期預金5,500,000千円を為替決済の担保に供しています。

3. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は54,673千円、危険債権額は179,553千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は234,227千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

4. 土地再評価の方法等

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日公布法律第24号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

再評価を行った年月日

平成12年3月31日

再評価を行った土地の当期末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る
金額 1,960,707 千円

同法律第3条3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める当該事業用土地について、地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。

III 損益計算書に関する注記

1. 減損会計に関する事項

(1) グルーピングの方法と共用資産の概要

当JAでは、管理会計を行う単位を基礎としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支所、Aコープ、給油所ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本所、営農センターおよび選果場等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

(2) 減損損失を計上した資産または資産グループに関する事項

① 当該資産または資産グループの概要

当期に減損損失を計上した固定資産は、以下の通りです。

場 所	用 途	種 類	その他
有線放送施設	営業用施設	構築物、機械装置、器具備品、無形固定資産	
金屋給油所	営業用店舗	器具備品	
Aコープかなや店	営業用店舗	車両運搬具、器具備品	
吉備支所旧田殿店	遊休資産	土地	業務外固定資産
吉備支所旧御靈店	遊休資産	土地	業務外固定資産
箕島支所旧初島店	遊休資産	土地、構築物	業務外固定資産
箕島支所旧港町取次所	遊休資産	土地	業務外固定資産
湯浅支所旧田栖川店	遊休資産	土地	業務外固定資産
広川支所旧広店	遊休資産	土地	業務外固定資産
金屋支所旧生石店	遊休資産	土地	業務外固定資産
金屋支所旧石垣店	遊休資産	土地	業務外固定資産
金屋支所旧東部店	遊休資産	土地	業務外固定資産
清水支所旧栗生店	遊休資産	土地	業務外固定資産

② 減損損失を認識するに至った経緯

場 所	減損損失を認識するに至った経緯
有線放送施設	事業廃止案の決定により将来遊休予定であり、回収可能額が帳簿価額に達しないため。
金屋給油所	営業損益が2期連続赤字であり、回収可能価額が帳簿価額に達しないため。
Aコープかなや店	
吉備支所旧田殿店	施設の大部分が現在遊休状態にあり、回収可能価額が帳簿価額に達しないため。
吉備支所旧御靈店	現在遊休状態にあり、回収可能価額が帳簿価額に達しないため。
箕島支所旧初島店	
箕島支所旧港町取次所	
湯浅支所旧田栖川店	施設の大部分が現在遊休状態にあり、回収可能価額が帳簿価額に達しないため。
広川支所旧広店	
金屋支所旧生石店	
金屋支所旧石垣店	

場 所	減損損失を認識するに至った経緯
金屋支所旧東部店	現在遊休状態にあり、回収可能価額が帳簿価額に達しないため。
清水支所旧栗生店	施設の大部分が現在遊休状態にあり、回収可能価額が帳簿価額に達しないため。

③ 減損損失の金額及び主な固定資産の種類ごとの当該金額の内訳

場 所	減損損失の金額	種類ごとの内訳	
有線放送施設	379,638 千円	(構築物)	370,940 千円
		(機械装置)	7,712 千円
		(器具備品)	294 千円
		(無形固定資産)	690 千円
金屋給油所	343 千円	(器具備品)	343 千円
A コープかなや店	8,029 千円	(車両運搬具)	6,741 千円
		(器具備品)	1,288 千円
吉備支所旧田殿店	869 千円	(土地)	869 千円
吉備支所旧御靈店	597 千円	(土地)	597 千円
箕島支所旧初島店	1,285 千円	(土地)	1,029 千円
		(構築物)	256 千円
箕島支所旧港町取次所	344 千円	(土地)	344 千円
湯浅支所旧田栖川店	1,091 千円	(土地)	1,091 千円
広川支所旧広店	214 千円	(土地)	214 千円
金屋支所旧生石店	339 千円	(土地)	339 千円
金屋支所旧石垣店	191 千円	(土地)	191 千円
金屋支所旧東部店	129 千円	(土地)	129 千円
清水支所旧栗生店	211 千円	(土地)	211 千円

④ 回収可能価額の算定方法

(回収可能価額が正味売却価額である資産グループ)

場 所	時価の算出方法
有線放送施設	
金屋給油所	
A コープかなや店	
吉備支所旧田殿店	(土地)
吉備支所旧御靈店	固定資産税評価額を基に算定した額
箕島支所旧初島店	
箕島支所旧港町取次所	
湯浅支所旧田栖川店	(構築物、機械装置、車両運搬具、器具備品、無形固定資産)
広川支所旧広店	他への転用や売却が困難なためゼロとして評価
金屋支所旧生石店	
金屋支所旧石垣店	
金屋支所旧東部店	
清水支所旧栗生店	

なお、回収可能価額は上記の金額に撤去費用見込額等を考慮して算出しています。

IV 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当JAは組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員や地域の団体などへ貸出し、残った余裕金は基本的に和歌山県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債など債券等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当JAが保有する金融資産は、主として当JA管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金には、貸出先等の財務状況の悪化等によりもたらされる信用リスクがあります。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらには発行体の信用リスク、金利及び市場価格の変動リスクがあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況等の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資審査担当者を設置し、各支所と連携を図りながら与信審査を行っています。一方、資産及び財務の健全化を図るため、不良債権の管理・回収を徹底するとともに、資産の自己査定の厳正な実施と、その結果に基づく適正な償却・引当に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、有価証券運用に係るこれらのリスクに対応し、収益と財務の安定化を図るために、余裕金運用規程の制定や理事会における運用方針の決定などを通じ余裕金運用の適正化に努めるとともに、ALM委員会の設置・運営などを通じ、資産と負債の総合管理を基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

③ 市場リスクに係る定量的情報

当JAで保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。

当JAにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主な金融商品は、「預金」、「貸出金」、「有価証券」のうちその他有価証券に分類している債券、「貯金」です。

当JAでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外の全てのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が0.01%上昇したものと想定した場合には、経済価値が3,767千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

④ 資金調達にかかる流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、これらのリスクに対応するため、運用・調達に係る月次の資金計画の策定や余裕金運用方針の策定等を通じ、流動性の確保に努めています。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものも含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。
なお、市場価格のない株式は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

科 目	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
預金	204, 181, 352	204, 008, 772	▲172, 580
有価証券	5, 090, 900	5, 091, 660	760
満期保有目的の債券	500, 000	500, 760	760
その他有価証券	4, 590, 900	4, 590, 900	—
貸出金	16, 906, 103	—	—
貸倒引当金(※1)	▲21, 738	—	—
貸倒引当金控除後	16, 884, 364	16, 958, 979	74, 615
資産計	226, 156, 617	226, 059, 411	▲97, 205
貯金	231, 478, 266	231, 344, 206	▲133, 969
負債計	231, 478, 266	231, 344, 206	▲133, 969

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金です。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap(以下、「O I S」という))のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債については、公表された相場価格を用いています。

相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるO I Sのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるO I Sのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

科 目	貸借対照表計上額
外部出資	8,891,029

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

科 目	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
預金	204,181,352	—	—	—	—	—
有価証券	500,000	—	—	—	—	5,400,000
満期保有目的の債券	500,000	—	—	—	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの	—	—	—	—	—	5,400,000
貸出金(※1,2)	2,489,140	1,208,459	1,085,057	903,257	801,289	10,406,102
合計	207,170,493	1,208,459	1,085,057	903,257	801,289	15,806,102

(※1) 貸出金のうち、当座貸越 1,013,545 千円については「1年以内」に含めています。

(※2) 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 12,796 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

科 目	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
貯金(※1)	225,466,808	2,586,765	1,928,508	625,033	598,398	272,752

(※1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

V 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計 上額を超えるもの	地方債	500,000	500,760
合計		500,000	500,760

② その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種類	貸借対照表 計上額	取得原価又は 償却原価	評価差額
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えないもの	国債	4,590,900	5,407,705
合計		4,590,900	5,407,705

(※) なお、上記評価差額▲816,805 千円が、「その他有価証券評価差額金」に計上されています。

VI 退職給付に関する注記

1. 退職給付に関する事項

(1) 採用している退職給付制度

職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程・店舗職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため、全国農林漁業団体共済会との契約によるJA退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	559,816 千円
退職給付費用	56,564 千円
退職給付の支払額	<u>▲22,577 千円</u>
期末における退職給付引当金	593,803 千円

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	2,008,907 千円
特定退職共済制度	<u>▲1,415,103 千円</u>
未積立退職給付債務	<u>593,803 千円</u>
退職給付引当金	593,803 千円

(4) 退職給付に関連する損益

勤務費用（退職給付引当金繰入額）	56,564 千円
その他臨時に支払った費用	<u>274 千円</u>
退職給付費用	56,838 千円

2. 特例業務負担金の拠出額及び将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金22,985千円を含めて計上していますが、損益計算書上は特例業務負担引当金戻入額22,855千円と相殺して表示しています。

なお、当該組合が、翌事業年度以降において負担すると見込まれる特例業務負担金の金額は182,740千円です。

VII 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	161,692 千円
特例業務負担引当金	49,760 千円
賞与引当金	26,174 千円
土地減損損失否認額	46,410 千円
建物減損損失否認額	88,390 千円
資産除去債務否認額	185,544 千円
役員退職慰労引当金	12,229 千円
返金負債（購買奨励）	12,355 千円
その他有価証券評価差額金	222,416 千円
<u>その他</u>	<u>73,080 千円</u>
(繰延税金資産小計)	878,054 千円
<u>評価性引当額</u>	<u>▲452,277 千円</u>
繰延税金資産合計 (A)	425,777 千円

繰延税金負債

資産除去債務（固定資産）	22,595 千円
繰延税金負債合計 (B)	22,595 千円
繰延税金資産の純額 (A) - (B)	403,181 千円

(2) 法定実行税率と法人税等負担率との差異の主な原因

当年度は税引前当期損失を計上しているため、法定実行税率と法人税等負担率との差異の原因の注記を省略しています。

VIII 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。